

令和8年1月実施

財政援助団体等監査結果報告書
(補助金及び指定管理者)

陸前高田市監査委員

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書（補助金）

1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団体名	補助金	所管部課
陸前高田市森林組合	陸前高田市森林づくり推進補助金 3,633,584円	農林水産部 農林課

2 監査を執行した監査委員

千葉徳次 監査委員（識見） 木村 聡 監査委員（議選）

3 監査の範囲

令和6年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和8年1月5日～令和8年1月20日

概要説明日 令和8年1月21日

5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の令和6年度予算書及び決算書
- (3) 当該補助金に係る交付要綱等
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款（会則）、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

陸前高田市森林組合

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

陸前高田森林組合は、組合員が協同して森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として設立。組合員数 1,604 名を有し、主に組合員からの植栽等の造林事業や主・間伐等の素材生産事業の作業委託を受けて森林所有者の森林経営の要望に応えながら地域の森林づくりに貢献することを目的としている。

イ 補助金の交付

令和 6 年度陸前高田市森林づくり推進補助金については、令和 7 年 2 月 28 日に補助金交付申請が提出され、令和 7 年 3 月 11 日付けで補助金交付決定を受けている。

令和 6 年度の補助金額は 3,633,584 円であり、市内の私有林における再造林等を支援することにより、持続的で健全な森づくりを推進するため交付することとしている。

補助金の交付については、精算払として、令和 7 年 3 月 24 日に 3,633,584 円が請求され、令和 7 年 4 月 2 日に指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、森林所有者の再造林等に係る経済的負担を軽減するために必要な事業費に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和 6 年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
木材価格の低迷、再造林の費用負担の大きさ、シカ・カモシカによる食害等の森林・林業を取り巻く様々な課題により、森林所有者の林業経営への意欲の減退が続き、伐採後の再造林等の適切な森林施業が十分に実施されず、将来に渡る森林資源の確保や森林が有する多面的機能維持・増進への影響が懸念されている。 こうした状況を踏まえ、国県の補助事業を活用して実施する市内の私有林における再造林等を支援することにより、持続的で健全な森づくりを推進する。	・ 人口造林 ・ 鳥獣害防止施設等整備 ・ 下刈	3,633,584

(3) 収支状況

令和6年度の収支状況は次のとおりである。

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
県 補 助 金	12,364,926	12,364,926	0
市 補 助 金	3,633,584	3,633,584	0
負 担 金	403,739	403,739	0
計	16,402,249	16,402,249	0

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
事 業 費	16,402,249	16,402,249	0
計	16,402,249	16,402,249	0

(4) 監査の所見

令和6年度における森づくり推進補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正であると認められた。補助事業に係る事務手続きにおいては、補助要件の主旨に照らし、県事業採択後速やかに、市の事業を導入する仕組みとなっていないことから、担当課においては、補助事業の実施期間と合致するよう手続きの見直しを図られたい。

林業分野における構造的な課題については、森林組合や森林所有者だけでは解決が難しいこともあることから、行政と連携、情報共有しながら、地域の森づくり推進を期待するところである。

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書（指定管理者）

1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施設名	指定管理者	所管部課
陸前高田市立図書館	株式会社共立ソリューションズ	教育総務課

2 監査を執行した監査委員

千葉徳次 監査委員（識見） 木村 聡 監査委員（議選）

3 監査の範囲

令和6年度に執行された公の施設の指定管理に関すること

4 監査の期間

令和8年1月5日～令和8年1月20日

概要説明日 令和8年1月22日

5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田市立図書館

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 施設の目的と運営方針

市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する必要な資料の収集、整理及び保存という基本的な役割に加え、充実したレファレンスサービスにより市民が抱える日常生活上の課題解決、地域課題等の解決に役立つ資料及び情報を提供することを目的としている。

運営にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」の実践を通して、創意工夫を活かしたサービスの充実により地域の生涯学習の拠点として、郷土文化と東日本大震災の後世への伝承を基本理念に「図書館を通じた人づくり・まちづくり」に取り組んでいる。

イ 施設の概要

(ア) 所在地

陸前高田市高田町字館の沖303番地7

(イ) 施設規模等

区 分		面 積 (㎡)
延床面積	陸前高田市立図書館	894.73

(ロ) 開設年月日 平成29年7月20日

ウ 協定の締結等

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、令和5年12月13日に株式会社共立ソリューションズと「陸前高田市立図書館の管理に関する基本協定」を締結している。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(ア) 統括責任者

陸前高田市図書館 館長 菅野 稔

(イ) 職員の配置

副館長1名、司書3名、スタッフ7名、運転手3名、警備1名 計15名

イ 利用状況

令和6年度 月別利用件数及び月別利用料金

月	利用件数 (件)	利用料金 (円)	月	利用件数 (件)	利用料金 (円)
4月	8,107	200	7月	8,682	590
5月	8,435	510	8月	10,788	1,290
6月	8,505	390	9月	9,471	790

月	利用件数（件）	利用料金（円）	月	利用件数（件）	利用料金（円）
10月	8,544	880	1月	8,326	940
11月	6,905	550	2月	8,900	1,420
12月	7,592	620	3月	8,687	1,000
			合計	102,942	9,180

ウ 管理業務の執行状況

各施設は、陸前高田市立図書館条例、陸前高田市立図書館規則及び陸前高田市立図書館の管理に関する基本協定書の定めるところにより、概ね適切に管理されている。

エ 利用促進のための努力

利用者アンケートを踏まえ、低い書架を見る際の小さな移動式の椅子を設置したほか、図書の貸し出しや高齢者にとって歩行補助等にも効果的なカートを追加配置するなど施設設備の利便性を高め、図書資料への興味・関心の喚起に向け、時節に応じた展示活動や著名人の功績に応じたタイムリー企画展を開催し、有効であった。

また、市立博物館及び立教大学との連携事業を開催し、地域の活性化やまちの賑わいづくり、本を通じた読書活動の活性化に寄与した。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、指定管理業務仕様書及び年度協定に基づいた経理及び物品管理がなされていないものが見受けられたので、是正するとともに、規定に沿った適切な管理運営に努められたい。

図書館が整備されて10年が経過している。今後不具合が出てくる可能性があるため、日々の点検等を適切に行いながら、利用者の不便とならないような対策を市と協議しながら進めていただきたい。

また、自主事業を通して、特色ある図書館をPRしながら、利用促進に努められたい。